

川管発 第32号
令和6年3月11日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 奥富 精一 様
同 福田 洋子 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和5年11月29日執行の理財部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（管財課）

管財課の報酬において、日額報酬の支給が、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に則って行われていないもの散見されたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

ご指摘のあった報酬については、令和6年2月14日に開催した令和5年度第3回公有財産管理委員会の委員報酬において、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に則って、令和6年3月7日に支給いたしました。今後も条例に則って、適正に事務を執行して参ります。

